

道路トンネル個別施設計画

平成30年3月

(令和3年12月 一部改訂)

山形県尾花沢市

－ 目 次 －

<u>1. 道路トンネルの現状と課題</u>	1 頁
1－1 現状と課題	
1－2 計画対象	
<u>2. トンネルのメンテナンスサイクルの基本的な考え方</u>	2 頁
2－1 基本方針	
2－2 定期点検・診断	
2－3 費用縮減に関する基本的な方針	
<u>3. 計画期間</u>	3 頁
<u>4. 施設の状態・対策内容・実施時期・対策費用</u>	3 頁
4－1 トンネルの状況	
4－2 対策内容	
4－3 実施時期・対策費用	

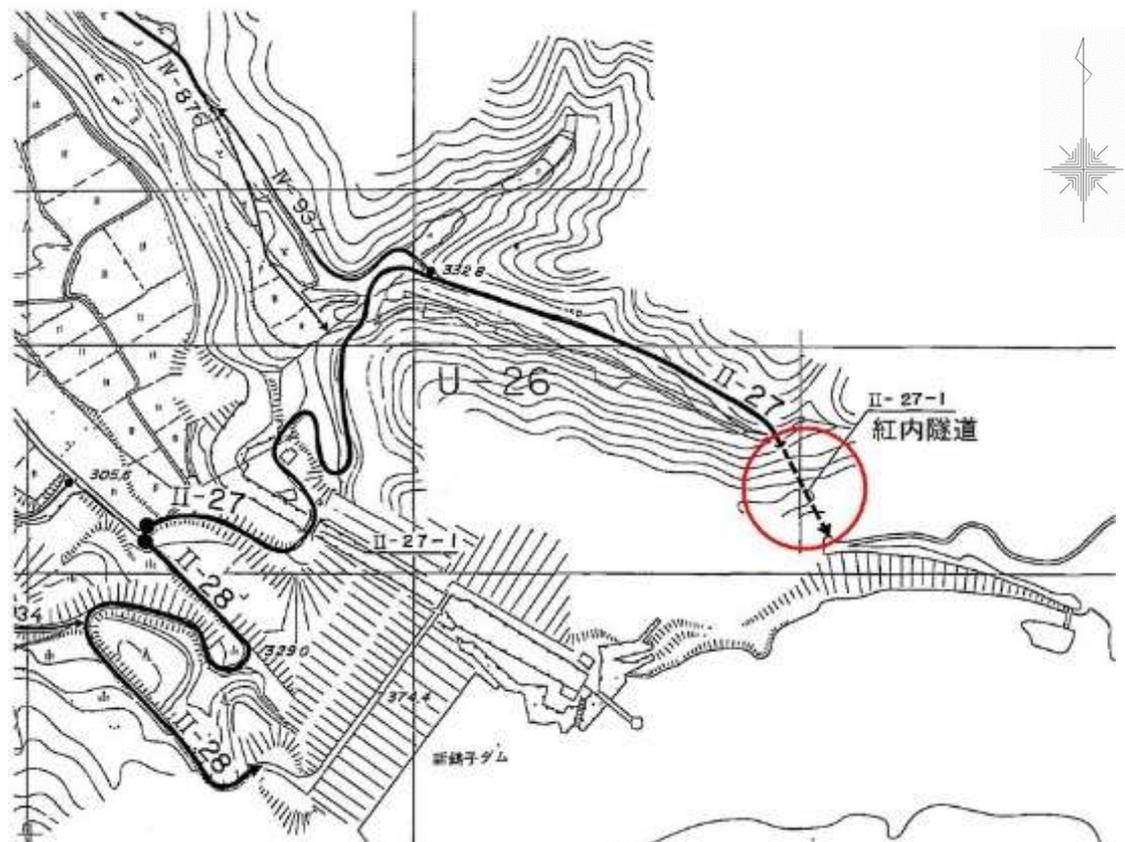
1. 道路トンネルの現状と課題

1-1 現状と課題

尾花沢市が管理する道路トンネルは平成 29 年 12 月 31 日現在、「紅内隧道」一箇所のみである。建築年は昭和 54 年であり竣工から 38 年が経過しており、老朽化が進んでいる。

1-2 計画対象

名称	地域	道路種別	路線名	延長	完成年
紅内隧道	鶴子地区	その他	Ⅱ-27 号線	133.7m	1979 年 (昭和 54 年)



北側入口



南側出口

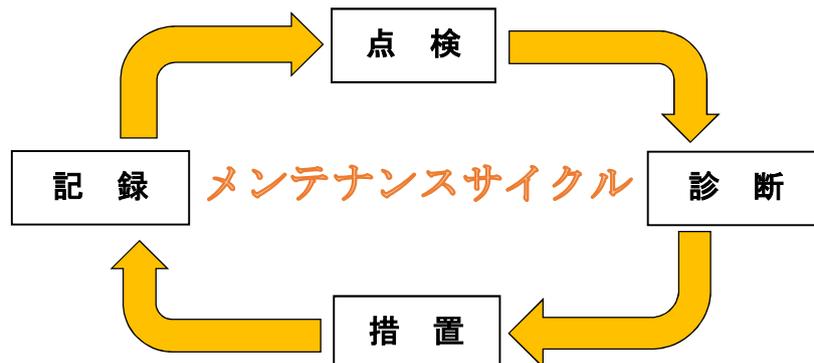
2. トンネルのメンテナンスサイクルの基本的な考え方

2-1 基本方針

トンネルの老朽化対策を確実に進めるため、点検から始まり、診断・措置・記録というメンテナンスサイクルを構築します。

メンテナンスサイクルの推進により、適切な維持管理を実施します。

尾花沢市で管理するトンネル1箇所について、道路トンネル個別施設計画を策定します。



2-2 定期点検・診断

尾花沢市が管理する道路トンネルの点検は「道路トンネル定期点検要領(平成26年6月)」に基づき実施し、5年に1回の頻度で定期点検を行いトンネルの健全度を確認します。

定期点検は、近接目視による点検を実施し、結果については4段階で区分するとともに、区分に応じ適切に措置を講じます。

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省告示第426号）

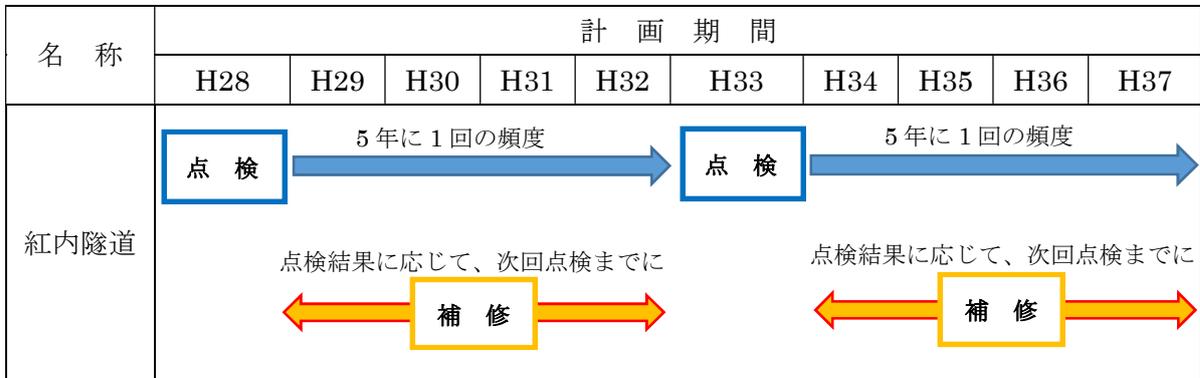
区 分		状 態
I	健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずる事が望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が高く、緊急に措置を講ずべき状態

※「判定区分Ⅲ」は変状発見後、5年以内に措置を講じます。

※「判定区分Ⅳ」は変状発見後、緊急に措置します。

3. 計画期間

計画期間は、5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔を明らかにする為10年とします。なお、点検結果を踏まえ、適宜、計画を更新します。



4. 施設の状態・対策内容・実施時期

4-1 トンネルの状態

尾花沢市で管理するトンネルは1箇所であり、平成28年度に点検を実施し、その結果は「判定区分Ⅱ」となっています。

4-2 対策内容

定期点検に対する主な対策としては、経過観察とします。

4-3 実施時期・対策費用

実施時期は、点検結果及び維持補修の効率化を踏まえ、表のとおりとします。

平成28年度定期点検に係る修繕計画

名称	診断結果		修繕計画			
	H28		H29	H30	H31	H32
紅内隧道	Ⅳ	—				
	Ⅲ	—				
	Ⅱ	○	—	—	—	—
	Ⅰ	—				

対策費用

対策費用	H28	H29	H30	H31	H32
	—	—	—	—	—

維持管理費用の概略検討

定期点検 : 5年間隔で実施 概算 2,500 千円

補修対策工 業務委託 : 早期措置段階 (Ⅲ) 以上で実施 (補修内容確定時に費用算出)

補修対策工 : 早期措置段階 (Ⅲ) 以上で実施 (補修内容確定時に費用算出)

4-4 費用の縮減に関する基本的な方針

定期点検の結果をもとに、予防的な修繕を実施することで、大規模修繕を回避し、トータルコストの縮減を図ります。

5. 新技術の活用

令和8年度の定期点検から新技術の活用でコスト縮減効果があるものを積極的に採用するように検討します。

修繕工事においては、補修設計の段階で新技術の活用を含め比較検討を行ない、有効的な新技術は積極的に採用します。